別表２　物の種類別濃度基準値一覧（発がん性が明確であるため、長期的な健康影響が生じない安全な閾値としての濃度基準値を設定できない物質を含む。）

物の種類	八時間 濃度基準値	短時間 濃度基準値
アクリル酸	２ ppm	－
アクリル酸エチル	２ ppm	－
アクリル酸２－エチルヘキシル	２ ppm	－
アクリル酸ノルマル－ブチル	２ ppm	－
アクリル酸２－ヒドロキシプロピル	0.5 ppm	－
アクリル酸メチル	２ ppm	－
アクロレイン	－	0.1 ppm※１
アジ化水素	－	0.1 ppm
アジ化ナトリウム	0.2 mg/m³	－
アセチルサリチル酸（別名アスピリン）	５ mg/m³	－
アセトアルデヒド	－	10 ppm
アセトニトリル	10 ppm	－
アセトフェノン	４ ppm	－
アセトンシアノヒドリン	－	５ ppm
アゾジカルボンアミド	0.02 mg/m³	－
アニリン	２ ppm	－
２－アミノエタノール	20 mg/m³	－
４－アミノ－６－ターシャリ－ブチル－３－メチルチオ－１，２，４－トリアジン－５（４Ｈ）－オン（別名メトリブジン）	１ mg/m³	－
３－アミノ－１Ｈ－１，２，４－トリアゾール（別名アミトロール）	0.2 mg/m³	－
２－アミノ－２－メチル－１－プロパノール	１ ppm	－
アリルアルコール	0.5 ppm	－
１－アリルオキシ－２，３－エポキシプロパン	１ ppm	－
アリル－ノルマル－プロピルジスルフィド	－	１ ppm
３－（アルファ－アセトニルベンジル）－４－ヒドロキシクマリン（別名ワルファリン）	0.01 mg/m³	－
アルファ－ピネン	５ ppm	－
アルファ－メチルスチレン	10 ppm	－
イソオクタノール	50 ppm	－

３－イソシアナトメチル－３，５，５－トリメチルシクロヘキシル＝イソシアネート	0.005 ppm	－
イソシアン酸メチル	0.02 ppm	0.04 ppm
イソプレン	３ ppm	－
４，４’－イソプロピリデンジフェノール（別名ビスフェノールＡ）	２ mg/m³	－
Ｎ－イソプロピルアミノホスホン酸Ｏ－エチル－Ｏ－（３－メチル－４－メチルチオフェニル）（別名フェナミホス）	0.05 mg/m³	－
イソプロピルアミン	２ ppm	－
イソプロピルエーテル	250 ppm	500 ppm
Ｎ－イソプロピル－Ｎ’－フェニル－パラ－フェニレンジアミン	10 mg/m³	－
イソホロン	－	５ ppm
一酸化二窒素	100 ppm	－
イプシロン－カプロラクタム	５ mg/m³	－
エチリデンノルボルネン	２ ppm	４ ppm
エチルアミン	５ ppm	－
エチル－セカンダリ－ペンチルケトン	10 ppm	－
エチル－パラ－ニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名ＥＰＮ）	0.1 mg/m³	－
Ｏ－エチル－Ｓ－フェニル＝エチルホスホノチオロチオナート（別名ホノホス）	0.1 mg/m³	－
２－エチルヘキサン酸	５ mg/m³	－
Ｎ－エチルモルホリン	３ ppm	－
エチレングリコール	10 ppm	50 ppm
エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート	20 ppm	－
エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	１ ppm	－
エチレンクロロヒドリン	２ ppm	－
エチレンジアミン	10 ppm	－
１－エトキシ－２－プロパノール	60 ppm	－
３－エトキシプロパン酸エチル	100 ppm	－
エピクロロヒドリン	0.5 ppm	－
１，２－エポキシ－３－イソプロポキシプロ	１ ppm	－

パン		
２，３－エポキシ－１－プロパノール※２	－	－
２，３－エポキシプロピル＝フェニルエーテル	0.1 ppm	－
塩化亜鉛	－	４ mg/m³※１
塩化アリル	１ ppm	－
塩化シアン	－	0.3 ppm
塩化ベンジル※２	－	－
塩化ホスホリル	0.6 mg/m³	－
塩素化カンフェン（別名トキサフェン）	0.5 mg/m³	－
１，２，４，５，６，７，８，８－オクタクロロ－２，３，３ａ，４，７，７ａ－ヘキサヒドロ－４，７－メタノ－１Ｈ－インデン（別名クロルデン）	0.5 mg/m³	－
オゾン	－	0.1 ppm
オルト－アニシジン	0.1 ppm	－
オルト－セカンダリ－ブチルフェノール	20 mg/m³	－
過酢酸	－	0.5 ppm
過酸化水素	0.5 ppm	－
カーボンブラック	レスピラブル粒子として0.3 mg/m³	－
ぎ酸	５ ppm	－
ぎ酸エチル	－	100 ppm
ぎ酸メチル	50 ppm	100 ppm
キシリジン	0.5 ppm	－
クメン	10 ppm	－
グルタルアルデヒド	－	0.03 ppm※１
クロム	0.5 mg/m³	－
クロロアセトアルデヒド	0.3 ppm	１ ppm
クロロエタン（別名塩化エチル）	100 ppm	－
２－クロロ－４－エチルアミノ－６－イソプロピルアミノ－１，３，５－トリアジン（別名アトラジン）	２ mg/m³	－
クロロ酢酸	0.5 ppm	－
１－クロロ－１，１－ジフルオロエタン（別名ＨＣＦＣ－142ｂ）	1,000 ppm	－

クロロジフルオロメタン（別名ＨＣＦＣ－２２）	1,000 ppm	－
２－クロロ－１，１，２－トリフルオロエチルジフルオロメチルエーテル（別名エンフルラン）	20 ppm	－
クロロピクリン	－	0.1 ppm※1
２－クロロ－１，３－ブタジエン	１ ppm	－
クロロメタン（別名塩化メチル）	10 ppm	－
酢酸	－	15 ppm
酢酸１－エトキシ－２－プロピル	20 ppm	－
酢酸ビニル	10 ppm	15 ppm
酢酸ブチル（酢酸－セカンダリ－ブチル及び酢酸ターシャリ－ブチルに限る。）	20 ppm	150 ppm
酢酸ベンジル	10 ppm	－
酢酸１－メトキシ－２－プロピル	50 ppm	－
三塩化りん	0.2 ppm	0.5 ppm
酸化亜鉛	レスピラブル粒子として0.1 mg/m³	－
酸化カルシウム	0.2 mg/m³	－
酸化メシチル	２ ppm	－
ジアセトンアルコール	20 ppm	－
２－シアノアクリル酸メチル	0.2 ppm	１ ppm
シアン化亜鉛（Ⅱ）	シアンとして 1.5 mg/m³	シアンとして 4.5 mg/m³※1
ジイソブチルケトン	15 ppm	－
ジエタノールアミン	１ mg/m³	－
２－（ジエチルアミノ）エタノール	２ ppm	－
ジエチルアミン	５ ppm	15 ppm
ジエチルケトン	－	300 ppm
ジエチル－パラ－ニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）	0.05 mg/m³	－
ジエチレングリコール	10 ppm	－
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	60 mg/m³	－
シクロヘキサン	100 ppm	－
シクロヘキシルアミン	－	５ ppm
シクロヘキセン	20 ppm	－

ジクロロエタン（１，１－ジクロロエタンに限る。）	100 ppm	－
ジクロロエチレン（１，１－ジクロロエチレンに限る。）	５ ppm	－
ジクロロ酢酸	0.15 ppm	－
ジクロロジフルオロメタン（別名ＣＦＣ－１２）	1,000 ppm	－
ジクロロテトラフルオロエタン（別名ＣＦＣ－１１４）	1,000 ppm	－
２，４－ジクロロフェノキシ酢酸	２ mg/m³	－
ジクロロフルオロメタン（別名ＨＣＦＣ－２１）	10 ppm	－
１，３－ジクロロプロペン	１ ppm	－
ジクロロベンゼン（パラ－ジクロロベンゼンに限る。）	10 ppm	－
ジクロロベンゼン（メタ－ジクロロベンゼンに限る。）	２ ppm	－
ジシアン	５ ppm	－
ジシクロペンタジエン	0.5 ppm	－
２，６－ジ－ターシャリ－ブチル－４－クレゾール	10 mg/m³	－
ジチオりん酸Ｏ－エチル－Ｏ－（４－メチルチオフェニル）－Ｓ－ノルマル－プロピル（別名スルプロホス）	0.1 mg/m³	－
ジチオりん酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｓ－エチルチオメチル（別名ホレート）	0.05 mg/m³	－
ジチオりん酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｓ－（ターシャリ－ブチルチオメチル）（別名テルブホス）	0.01 mg/m³	－
ジチオりん酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｓ－［（４－オキソ－１，２，３－ベンゾトリアジン－３（４Ｈ）－イル）メチル］（別名アジンホスメチル）	１ mg/m³	－
２－（ジ－ノルマル－ブチルアミノ）エタノール	15 mg/m³	－
ジフェニルアミン	５ mg/m³	－
ジフェニルエーテル	１ ppm	－
ジボラン	0.01 ppm	－

Ｎ，Ｎ－ジメチルアセトアミド	５ ppm	－
Ｎ，Ｎ－ジメチルアニリン	25 mg/m³	－
ジメチルアミン	２ ppm	－
ジメチル－パラ－ニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）	0.02 mg/m³	－
臭化エチル	５ ppm	－
臭化水素	－	1 ppm
臭素	－	0.2 ppm
硝酸亜鉛（Ⅱ）及びその六水和物	亜鉛として2.5 mg/m³	－
しよう脳	２ ppm	－
シラン	30 ppm	－
水酸化カリウム	１ mg/m³	２ mg/m³※１
水酸化カルシウム	0.2 mg/m³	－
水酸化ナトリウム	１ mg/m³	２ mg/m³※１
すず及びその化合物（ジブチルスズ＝オキシド、ジブチルスズ＝ジクロリド、ジブチルスズ＝ジラウラート、ジブチルスズビス（イソオクチル＝チオグリコレート）及びジブチルスズ＝マレアートに限る。）	すずとして0.1 mg/m³	－
すず及びその化合物（テトラブチルスズに限る。）	すずとして0.2 mg/m³	－
すず及びその化合物（トリフェニルスズ＝クロリドに限る。）	すずとして0.003 mg/m³	－
すず及びその化合物（トリブチルスズ＝クロリド及びトリブチルスズ＝フルオリドに限る。）	すずとして0.05 mg/m³	－
すず及びその化合物（ブチルトリクロロスズに限る。）	すずとして0.02 mg/m³	－
ストリキニーネ	0.15 mg/m³	－
セレン	0.02 mg/m³	－
ターシャリーブチルアミン	３ ppm	－
ターシャリーブチル＝ヒドロペルオキシド	0.5 ppm	－
４－ターシャリーブチルフェノール	0.5 mg/m³	－
タリウム	0.02 mg/m³	－
炭化けい素（炭化けい素ウィスカーに限る。）	0.1 繊維/ml	－
タングステン	３ mg/m³	－

チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｏ－（２－イソプロピル－６－メチル－４－ピリミジニル）（別名ダイアジノン）	0.01 mg/m³	－
チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｏ－（３，５，６－トリクロロ－２－ピリジル）（別名クロルピリホス）	0.05 mg/m³	－
チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｏ－（２，４，５－トリクロロフェニル）（別名ロンネル）	５ mg/m³	－
チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｏ－（３－メチル－４－メチルチオフェニル）（別名フェンチオン）	0.05 mg/m³	－
鉄水溶性塩（硫酸鉄（Ⅱ）七水和物に限る。）	鉄として １ mg/m³	－
テトラエチルチウラムジスルフィド（別名ジスルフィラム）	２ mg/m³	－
テトラエチルピロホスフェイト（別名ＴＥＰＰ）	0.01 mg/m³	－
テトラクロロジフルオロエタン（別名ＣＦＣ－１１２）	50 ppm	－
１，２，３，４－テトラヒドロナフタレン	２ ppm	－
１，１，２，２－テトラブロモエタン	0.1 ppm	－
テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）	0.2 mg/m³	－
テルル	0.1 mg/m³	－
銅及びその化合物（塩化銅（Ⅱ）、塩化銅（Ⅱ）－水酸化銅（Ⅱ）（１／３）、銅、四塩化銅（Ⅱ）酸二アンモニウム二水和物、四塩化銅（Ⅱ）酸二カリウム二水和物、チオシアン酸銅（Ⅰ）及び弗化銅（Ⅱ）に限る。）	銅として 0.25 mg/m³	－
銅及びその化合物（塩化銅（Ⅰ）に限る。）	銅として 0.3 mg/m³	－
銅及びその化合物（シアン化銅（Ⅰ）及び炭酸銅（Ⅱ）－水酸化銅（Ⅱ）（１／１）に限る。）	銅として １ mg/m³	－
銅及びその化合物並びに弗素及びその水溶性無機化合物（六弗化けい酸銅（Ⅱ）に限る。）	銅として 0.25 mg/m³	－
銅及びその化合物並びに沃素及びその化合物（沃化銅（Ⅰ）に限る。）	沃素として 0.08 mg/m³	－

銅及びその化合物（硫酸銅（Ⅱ）及び硫酸銅（Ⅱ）五水和物に限る。）	銅として 0.01 mg/m³	―
トリエタノールアミン	1 mg/m³	―
トリクロロエタン（1，1，2－トリクロロエタンに限る。）	1 ppm	―
トリクロロ酢酸	0.5 ppm	―
1，1，2－トリクロロ－1，2，2－トリフルオロエタン	500 ppm	―
1，1，1－トリクロロ－2，2－ビス（4－メトキシフェニル）エタン（別名メトキシクロル）	1 mg/m³	―
2，4，5－トリクロロフェノキシ酢酸	2 mg/m³	―
トリクロロフルオロメタン（別名ＣＦＣ－11）	―	1000 ppm
1，2，3－トリクロロプロパン※2	―	―
1，2，4－トリクロロベンゼン	0.5 ppm	―
1，3，5－トリクロロベンゼン	0.5 ppm	―
Ｎ－（トリクロロメチルチオ）－1，2，3，6－テトラヒドロフタルイミド（別名キャプタン）	5 mg/m³	―
1，3，5－トリス（2，3－エポキシプロピル）－1，3，5－トリアジン－2，4，6（1Ｈ，3Ｈ，5Ｈ）－トリオン	0.05 mg/m³	―
トリニトロトルエン	0.05 mg/m³	―
トリブロモメタン	0.5 ppm	―
トリメチルアミン	3 ppm	―
トリメチルベンゼン	10 ppm	―
トルイジン（パラ－トルイジン及びメタ－トルイジンに限る。）	4 mg/m³	―
1－ナフチル－Ｎ－メチルカルバメート（別名カルバリル）	0.5 mg/m³	―
ニコチン	0.5 mg/m³	―
二酸化窒素	0.2 ppm	―
ニッケル	1 mg/m³	―
ニトリロ三酢酸	3 mg/m³	―
ニトロエタン	10 ppm	―
ニトログリセリン	0.01 ppm	―

ニトロプロパン（１－ニトロプロパンに限る。）	２ ppm	－
ニトロプロパン（２－ニトロプロパンに限る。）※2	－	－
ニトロベンゼン	0.1 ppm	－
ニトロメタン	10 ppm	－
乳酸ノルマルーブチル	10 mg/m³	－
ノナン（ノルマルーノナンに限る。）	200 ppm	－
ノルマルーブチルエチルケトン	70 ppm	－
ノルマルーブチルー２，３－エポキシプロピルエーテル※2	－	－
Ｎ－［１－（Ｎ－ノルマルーブチルカルバモイル）－１Ｈ－２－ベンゾイミダゾリル］カルバミン酸メチル（別名ベノミル）	１ mg/m³	－
パラーアニシジン	0.5 mg/m³	－
パラーターシャリーブチルトルエン	１ ppm	－
パラーニトロアニリン	３ mg/m³	－
パラーメトキシフェノール	10 mg/m³	－
バリウム	１ mg/m³	－
ビス（２－クロロエチル）エーテル	0.5 ppm	－
ビス（ジチオりん酸）Ｓ，Ｓ’－メチレン－Ｏ，Ｏ，Ｏ’，Ｏ’－テトラエチル（別名エチオン）	0.05 mg/m³	－
砒素及びその化合物（アルシンに限る。）※2	－	－
ヒドラジン及びその一水和物	0.01 ppm	－
ヒドロキノン	１ mg/m³	－
ビニルトルエン	10 ppm	－
Ｎ－ビニルー２－ピロリドン	0.01 ppm	－
ビフェニル	３ mg/m³	－
ピリジン	１ ppm	－
ピレトラム	２ mg/m³	－
１－（Ｎ－フェニルアミノ）ナフタレン	１ mg/m³	－
フェニルオキシラン	１ ppm	－
フェニルヒドラジン※2	－	－
２－フェニルフェノール	10 mg/m³	－
フェニレンジアミン（オルトーフェニレンジアミンに限る。）※2	－	－

フェニレンジアミン（パラーフェニレンジアミン及びメターフェニレンジアミンに限る。）	0.1 mg/m³	－
２－フェノキシエタノール	１ mg/m³	－
フェノチアジン	0.5 mg/m³	－
ブタノール（ターシャリーブタノールに限る。）	20 ppm	－
フタル酸ジエチル	30 mg/m³	－
フタル酸ジ－ノルマル－ブチル	0.5 mg/m³	－
フタル酸ジメチル	５ mg/m³	－
フタル酸ノルマル－ブチル＝ベンジル	20 mg/m³	－
フタル酸ビス（２－エチルヘキシル）（別名ＤＥＨＰ）	１ mg/m³	－
２，３－ブタンジオン（別名ジアセチル）	0.01 ppm	－
ブタン（ノルマル－ブタンに限る。）	500 ppm	－
ブチルベンゼン（ノルマル－ブチルベンゼンに限る。）	10 ppm	－
弗化スルフリル	１ ppm	－
弗素及びその水溶性無機化合物（弗化亜鉛、弗化カリウム及び六弗化けい酸亜鉛（Ⅱ）に限る。）	弗素として 2.5 mg/m³	－
２－ブテナール	－	0.3 ppm※1
フルフラール	0.2 ppm	－
フルフリルアルコール	0.2 ppm	－
プロパン	1,000 ppm	－
プロピオンアルデヒド	20 ppm	－
プロピオン酸	10 ppm	－
プロピルアルコール（ノルマル－プロピルアルコールに限る。）	300 ppm	－
プロピレングリコールモノメチルエーテル	50 ppm	－
２－プロピン－１－オール	１ ppm	－
ブロモエチレン※2	－	－
２－ブロモ－２－クロロ－１，１，１－トリフルオロエタン（別名ハロタン）	0.1 ppm	－
ブロモクロロメタン	100 ppm	－
ブロモトリフルオロメタン	1,000 ppm	－
１－ブロモプロパン	0.1 ppm	－

２－ブロモプロパン※２	－	－
ヘキサクロロエタン	１ ppm	－
１，２，３，４，１０，１０－ヘキサクロロ－６，７－エポキシ－１，４，４ａ，５，６，７，８，８ａ－オクタヒドロ－エンド－１，４－エンド－５，８－ジメタノナフタレン（別名エンドリン）	0.1 mg/m³	－
ヘキサクロロシクロペンタジエン	0.005 ppm	－
ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド（別名ベンゾエピン）	0.1 mg/m³	－
ヘキサヒドロ－１，３，５－トリニトロ－１，３，５－トリアジン（別名シクロナイト）	0.5 mg/m³	－
ヘキサメチレン＝ジイソシアネート	0.005 ppm	－
ヘキサン（２－メチルペンタンに限る。）	200 ppm	－
ヘプタン（ノルマル－ヘプタンに限る。）	500 ppm	－
ベンジルアルコール	２ ppm	－
１，２，４－ベンゼントリカルボン酸１，２－無水物	0.0005 mg/m³	0.002 mg/m³
ペンタクロロエタン	２ ppm	－
１－ペンタナール	30 ppm	－
１－ペンタノール	100 ppm	－
ペンタン（ノルマル－ペンタン及び２－メチルブタンに限る。）	1,000 ppm	－
ほう酸及びそのナトリウム塩（四ほう酸ナトリウム十水和物（別名ホウ砂）に限る。）	ホウ素として0.1 mg/m³	ホウ素として0.75 mg/m³
ホルムアミド	５ ppm	－
無水酢酸	0.2 ppm	－
無水マレイン酸	0.08 mg/m³	－
メタクリル酸	20 ppm	－
メタクリル酸２，３－エポキシプロピル※２	－	－
メタクリル酸メチル	20 ppm	－
メタクリロニトリル	１ ppm	－
メチラール	1,000 ppm	－
Ｎ－メチルアニリン	２ mg/m³	－
メチルアミン	４ ppm	－
Ｎ－メチルカルバミン酸２－イソプロピルオ	0.5 mg/m³	－

キシフェニル（別名プロポキスル）		
Ｎ－メチルカルバミン酸２，３－ジヒドロ－２，２－ジメチル－７－ベンゾ［ｂ］フラニル（別名カルボフラン）	0.05 mg/m³	－
メチルシクロヘキサン	100 ppm	－
メチル－ターシャリ－ブチルエーテル（別名ＭＴＢＥ）	50 ppm	－
メチルナフタレン	0.3 mg/m³	－
メチル－ノルマル－ペンチルケトン	100 ppm	－
Ｎ－メチル－２－ピロリドン	１ ppm	－
２－メチル－２－ブタノール	10 ppm	－
２－メチルブタン－１－オール	10 ppm	－
メチルプロピルケトン	－	150 ppm
５－メチル－２－ヘキサノン	10 ppm	－
２－メチル－２，４－ペンタンジオール	120 mg/m³	－
Ｓ－メチル－Ｎ－（メチルカルバモイルオキシ）チオアセチミデート（別名メソミル）	0.05 mg/m³	－
４，４’－メチレンジアニリン	0.4 mg/m³	－
１，１’－メチレンビス（イソシアナトベンゼン）（メチレンビス（４，１－フェニレン）＝ジイソシアネートに限る。）	0.05 mg/m³	－
メチレンビス（４，１－シクロヘキシレン）＝ジイソシアネート	0.05 mg/m³	－
１－（２－メトキシ－２－メチルエトキシ）－２－プロパノール	50 ppm	－
１－メトキシ－２－（２－メトキシエトキシ）エタン	１ ppm	－
モリブデン及びその化合物（三酸化モリブデン、モリブデン酸アンモニウム、モリブデン酸ナトリウム及びリンモリブデン酸に限る。）	モリブデンとして0.5 mg/m³	－
沃素	0.02 ppm	－
ｄ－リモネン	３ ppm	－
硫化ジメチル	10 ppm	－
硫酸亜鉛並びにその一水和物及び七水和物	亜鉛として2.5 mg/m³	－
りん化水素	0.05 ppm	0.15 ppm
りん酸	１ mg/m³	－

りん酸亜鉛	亜鉛として2.5 mg/m³	―
りん酸ジメチル＝（Ｅ）－１－（Ｎ－メチルカルバモイル）－１－プロペン－２－イル（別名モノクロトホス）	0.05 mg/m³	―
りん酸ジメチル＝１－メトキシカルボニル－１－プロペン－２－イル（別名メビンホス）	0.01 mg/m³	―
りん酸トリトリル（りん酸トリ（オルト－トリル）に限る。）	0.03 mg/m³	―
りん酸トリ－ノルマル－ブチル	５ mg/m³	―
レソルシノール	10 ppm	―
六塩化ブタジエン	0.01 ppm	―
ロテノン	0.3 mg/m³	―

備考

１　この表の中欄及び右欄の値は、温度25度、１気圧の空気中における濃度を示す。

２　※１の付されている短時間濃度基準値については、５－１の(2)のイの規定を適用するとともに、５－２の(3)の規定の適用の対象となる天井値として取り扱うものとする。

３　※２の付されている物質については、発がん性が明確であるため、長期的な健康影響が生じない安全な閾値としての濃度基準値を設定できない物質である。事業者は、この物質に労働者がばく露される程度を最小限度にしなければならない。